

第1回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年10月15日（月）13:59～15:12

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、大田弘子（議長）、森下座長代理、池本美香専門委員
（政府）中村内閣府審議官

（事務局）窪田次長、林次長、福島次長、福田参事官

（説明者）ソシオークホールディングス株式会社専務取締役 SB 本部長 平野正志
ソシオークホールディングス株式会社ビジョン推進部部长 西尾恵子
株式会社明日葉学童児童館事業部部长 山下高明

4. 議題：

（開会）

1. 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項
2. 放課後児童クラブに関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 定刻となりました。ただいまより「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」第1回を開催いたします。

皆様には御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も御出席です。飯田委員、八代委員は欠席の連絡を頂戴しております。

本日の議題は「保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」、その後、「放課後児童クラブに関するヒアリング」でございます。

報道関係者の方がいらっしゃいましたら、こちらで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○福田参事官 では、以後の議事進行につきましては、安念座長、よろしく申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。

皆さんお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。2人しかないのか。いくら何でも寂しい。もともと小振りなワーキングなのですが、それにしてもなという、なかなか日程を組むのも苦しゅうございます。

議長にも御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、議題1の「保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」

でございます。

まず、私はこの手の文書はいつもそうですが、紙を朗読させていただきます。資料1をお開きください。今期の主な審議事項でございます。

保育・雇用ワーキング・グループは、規制改革推進会議で決定された「規制改革推進会議 第3期 重点項目」。この前、官邸で行われた決定ですが、優先的に取り組む。

加えて、これまでの「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制改革事項の取り組み状況について、確実なフォローアップを行う。

なお、議論の状況に応じ、審議事項の追加を行う。

1. 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」打破）

放課後に子どもを預けられない家庭の問題解決のため、放課後児童クラブの学校内設置促進に向けた利用時責任の明確化と、運営評価時に自治体の参考となる評価項目の提示によって、質を担保しつつ待機児童解消を図る。

「待機児童」は、申し訳ございません、言うまでもないけれども、学童保育の待機児童ですからね。

2. 介護離職ゼロに向けた対策の強化

介護と仕事の領域に向け、介護休業の取得を促すべく、育児・介護休業法に基づく「介護休暇（5日間）」・「介護休業（93日間）」の期間延長等について検討を行う。

3. 多様な働き方の実現

ジョブ型正社員の雇用ルールの確立を進める。また、働く者の立場に立って日雇い派遣に係る労働者派遣法のあり方を検討する。

4. フォローアップ

平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画に盛り込まれた、待機児童対策協議会、および日本で学ぶ留学生の就職率向上等について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組が確実に遂行されるよう、フォローアップを行う。

ということでございます。

別紙1は、当会議全体としての重点項目でございます。その中で、2ページ目をご覧ください。

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

ということで、いわゆる「小1の壁」の打破に、★印がついております。

この点については、私、都合で欠席をしてしまったのですが、12日の官邸での会議で、総理からも、「小1の壁」の打破については、明示的に御言及を頂いたところと考えておりますので、我々としては大変な追い風であるとともに、責任が重大でございます。

何としても1か月かそこらの間に、少なくともこの項目については、我々としての答申案をまとめなければいけませんので、かなり密に会議を設定させていただくこともあろうかと存じますので、その点、何とぞよろしくお願ひしますと、2人の方だけに言ってもしよがないのですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

当面は、「小1の壁」の問題に注力をしていきたいと存じます。

以上でございます。

何か、御意見・御指摘等ありましたら、どうぞ御発言ください。

○大田議長 これは案ですか。もう決定されているのですか。

○安念座長 案です。こういうふうにしたいと思いますという。

○大田議長 1か所、いいですか。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 「小1の壁」のところで、「利用時責任の明確化」、それから、「評価項目の提示」と具体的に書かれています。これがなぜ出てきているのかが、原案ではわかりにくいと思います。

「放課後に子どもを預けられない家庭の問題解決のため、制度改革に取り組む」と。特に、「放課後児童クラブの学校内設置促進において壁となっている利用時責任の明確化に優先的に取り組む。また、質を担保しつつ待機児童解消を図るため、運営を評価する際の自治体の参考となる評価項目の提示を行う」といった具合に、言葉を補った方がいいと思います。

○安念座長 かもしれませんね。いきなりこれが出てくるというのはね。

○大田議長 御専門の池本さんの御意見も伺いたかったのですが、利用時責任が鍵になっていると考えていいですか。

○池本専門委員 これでいいと思います。学校内にスペースが確保できないという、学校との関係が一つのテーマであり、あとは、質の問題は評価が足りないと思っていますので、これでよいと思います。

○大田議長 では、言葉を補ってくださるよう、よろしくお願いします。

○安念座長 そうしましょう。

よろしゅうございますかね。文案は、ちょっと私にお任せいただいて。

○大田議長 お任せいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

○福田参事官 記載を見直しておきます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

ほかに、何か御指摘いただくことはございますか。

では、とにかく実質一月ぐらいしかないと思われまので、できるだけ精力的にヒアリングをしつつ、文案も固めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

また、何かお気づきのことがあったら、どうぞ遠慮なさらず、御指摘を頂きたいと思えます。

(株式会社明日葉(議題2説明者)入室)

○安念座長 それでは、「放課後児童クラブに関するヒアリング」について、本日は、放

課後児童クラブ、放課後子供教室等の子育て支援事業を行っておられる株式会社明日葉様にお越しを頂いております。

日々、事業者のお立場から感じておられる場所や担い手の確保、質の向上等に関する課題等について、幅広く御意見を伺えればと考えております。

それでは、早速でございますが、資料2に基づいて、お招きしてこういうことをお願いするのは大変恐縮なのですが、大体 15 分程度で御説明をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○平野専務 ただいま御紹介にあずかりましたソシオグループ株式会社明日葉でございます。きょうは、どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろから、関係機関の皆様には大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。また、きょうは発言の機会を頂戴しまして、感謝申し上げます。

きょうは、私、平野と、あと、新規開発を担当しておりますビジョン推進部部長の西尾、それから、学童児童館の運営をしております部長の山下が同席しております。

では、資料に基づきまして、まず西尾から説明を申し上げたいと思います。

○西尾部長 当社につきましては、お手元の資料の3ページ4ページをご覧ください。全ての方が尊重される社会・会社の創造を志して創業し、本年創業55周年を迎えました。

当社の子育て支援事業は、2011年3月にスタートいたしました。待機児童対策にとどまらず、全ての子ども、全ての子育て家庭を支える視点に立ち、児童館・保育園・学童保育・放課後子供教室・子ども家庭支援センター等、子育て支援事業所123か所を運営しております。

本日は、小学生の放課後事業についてがテーマということですので、当社の放課後事業に絞って説明をいたします。

小学生の放課後事業といいましても、実は様々な形態がございます。5ページの表をご覧ください。

当社が受託中の放課後事業の施設形態によるパターンは、7パターンございます。上から、「放課後児童クラブ 単独 小学校内」学校敷地内に学童クラブだけがあるパターンです。「放課後児童クラブ 単独 小学校外」学校敷地以外の場所に学童クラブだけがあるパターンで、学校と隣接している場合と離れている場合とがございます。「放課後児童クラブ 単独 児童館内」学童クラブが児童館内に設置されているパターンです。「放課後子供教室 単独 小学校内 専用スペース有」全児童対象の放課後子供教室だけが小学校内にあって、専用スペースがあるパターンです。「放課後子供教室 単独 小学校内 専用スペース無」こちらは専用スペースがなく、放課後使用していない特別教室等をお借りして実施するもので、「タイムシェア型」などと呼んでおります。

その次の2つ、「一体型」が、「新放課後子ども総合プラン」で、全ての小学校区で、両事業を一体的、又は、連携して実施し、内、小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す、とされているものでございます。一体型には、放課後児童クラブ専

用別室があるもの。つまり、学童クラブ専用の部屋を設けているパターン。それから、「放課後児童クラブ専用別室無」つまり、学童クラブ専用の部屋が設けられていないパターンがございます。学童クラブ登録児童と放課後子供教室登録児童をA会員・B会員や、「きらきら会員」や「さんさん会員」などと名称をつけて区分している場合もございますし、利用時間帯により機能を変えている場合もございます。学童クラブのおやつ時間は、ほかの子どもが帰った5時以降になることが多いです。

その下の表は、同じ小学校の中に、当社が運営する事業とは別に、公設公営の事業がある場合のパターンでございます。当社が運営する学童クラブと公設公営の学童クラブが併設されているパターン。学童クラブ第1、学童クラブ第2、学童クラブ第3と併設され、公設公営学童クラブには延長保育がなく、延長保育が必要な児童は、当社の学童クラブに登録することになっております。当社の楽しいプログラムなどには公設公営学童クラブの子どもたちも参加できるようにしております。当社が運営する学童クラブと公設公営の放課後子供教室があるパターン。その反対に、当社が放課後子供教室を運営し、公設公営の学童クラブがあるパターンもございます。

このように小学生の放課後事業には様々なパターンがございます。

では、次に6ページをご覧ください。放課後事業の担い手の確保について説明をいたします。

当社では、放課後児童支援員・児童厚生員の専門性に鑑み、可能な限り正社員雇用を進め、ソシオークカレッジという企業内大学で、系統かつ継続的な人財育成に取り組んでおります。計画的育成により、職位が上がることによる昇給を見通しながら、積極的な自己研鑽に励めるように、新規開発によるポストの確保にも取り組んでおります。保育士資格取得支援制度も設け、社内から新たな保育士を生み出す努力をしております。

このような人財教育制度、安定した雇用、待遇の提供により、経験豊富で優秀な方々が当社に集まってくださいました。その多くは、元公設公営の児童館や学童クラブで、臨時職員等の非正規雇用だったり、他法人で契約社員や非常勤職員だったり、年度更新などの不安定な雇用だった方たちです。一生涯の仕事として安定的に将来の見通しを持って働ける環境を提供することで、このような経験豊富な優秀な児童支援員や児童厚生員に集まっていただき、この方たちがいらしたからこそ安心して新規事業所に取り組むことができました。

新卒学生の採用においても、正規職員としての児童支援員等を希望する学生は多くいますが、全国的に正規職員としての募集は非常に少ないと聞いております。

7ページをご覧ください。

現状の課題といたしまして、正規職員としての雇用が少ないことからもうかがえますが、児童支援員等の社会的地位が低く見られているのではないかと思います。まずは、児童支援員の社会的地位を上げる必要があると考えています。児童支援員が、子どもの育ちと子育てを総合的に支える福祉的・教育的専門性が求められる専門職であるという認識を

社会的に共有することが必要と考えます。なり手不足の解消に向けて、処遇の引上げではなく、有資格者に関する配置基準を緩和することを検討されている向きもあるようですが、それではかえって児童支援員の社会的地位を低下させ、魅力ある職業でなくしてしまうものであると考えております。

自治体の仕様においても、児童が利用している時間帯だけの時給で予算化されている場合が見受けられます。それでは正社員を配置することができませんし、そもそもお便りをつくったり、行事を企画・準備したり、おやつを準備したり、環境整備をしたり、研修を受けたりといった、児童の利用時間以外にやるべき仕事があり、その仕事に対して対価が払われなければならないという認識が欠けていると考えます。

児童支援員を志す人は、子どもたちの最善の福祉のために貢献したいという思いの強い方が多いです。だからといって、彼らのボランティアな善意につけ込んでいては長続きする制度とはなりませんし、日本全国1万か所に設置するための担い手を確保することはできないと考えます。

専門性に見合った制度設計を提言いたします。一生涯の仕事として取り組める安定した雇用が必要です。保育士同様に処遇改善を国の課題として取り組んでいただきたい。少なくとも1施設に1名以上の正社員・正規職員の有資格者を配置できるような予算をお願いいたします。

その上で、放課後事業所には、専門家である児童支援員だけではなく、地域の多様な方々が関わってくださることが子どもたちの育ちに大切であると考えていますので、地域の様々な方が補助員やボランティアとして関わっていただけるように、地域との連携を指針としてうたっていただきたいと考えております。

次に、職員の産休・育休について現状の課題でございます。私たちは児童支援員を一生涯の仕事として考えておりますので、児童支援員として働く途中で、社員は結婚したり、妊娠・出産したり、父になったり、家族が病気になって看病したり、介護したりと、様々なライフステージを経験することを前提としています。

今回、私どもの数字で確認して改めて驚きましたが、社員644名中33名（5%）が産休・育休中で、育休から復帰して元の職場に戻るものが当たり前になっております。短時間勤務を希望する者もありますが、委託元の自治体により常勤職員は週40時間以上、施設長は常勤でなければならない等のルールの適用により、短時間勤務では元の職位での復帰が認められないことがございます。不足する時間はほかの職員でカバーできる体制を組みますので、元の職員のままキャリアを継続できるように理解を広げていただきたい。

また、産休が予定される職員については、産休に入るまでに代替職員を配置し、引継ぎ期間もとれるようにしてはおりますが、体調によっては産前休暇を数か月早めてとる必要が緊急に発生することがございます。そのような場合には、人道的な見地から、即日休暇をとらせる必要があるため、同等要件を満たす代替職員を必ずしも即日充てることができない場合もあることを理解していただきたいと思っております。児童支援員に限らず、働

きながら出産を経験する女性全般の課題でもあると思いますが、児童支援員等の産休・育休代替職員、育休復帰後の短時間勤務について、国から何らかの指針が示されることは効果的だと考えます。

次に、開設場所の確保について、現状を説明いたします。先ほど、5ページで様々な形態があることを説明いたしましたが、放課後事業のニーズが増加している学校は、同時に、児童数が増加している学校であることも多く、学校内に余裕教室が少なく、放課後事業用のスペースを確保することが難しいという課題がございます。小学校の中での事業ですから、学校様の理解と御協力を頂いて占有室が確保できない場合には、放課後のみ特別教室を使わせていただくなどの御協力を頂いております。タイムシェアと呼んでおりますが、毎日、遊具・教具ほか、全てを設置しては、撤収するという形で運営をしております。

その中でも、開設場所として毎日同じ場所、図書室なら図書室、家庭科室なら家庭科室と決まった場所を毎日放課後に優先的に利用させていただける場合もございますが、受付場所のみ昇降口なら昇降口と固定で決まっています、活動場所は、日々、学校様と協議をして、きょうは図書室と校庭、きょうは視聴覚教室と体育館などと、活動場所が変わる場合もございます。

そのほか、先ほどの担い手の確保の話のときにも、支援員は、児童の活動時間以外に、お便りをつくったり、教材を準備したりする時間が必要と説明をいたしましたが、そのための事務用のスペースが確保されている場合と、確保されていない場合がございます。確保されていない場合には、学校の外に独自に事務所を借りて対応をしておりますが、そのための費用も移動の手間もコストですし、個人情報と学校外のオフィスと学校内の活動場所との間で移動させるリスクもございます。せめて、事務スペースを校内に確保していただけるように、所管課から働きかけをお願いいたします。

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型としての運営について、9ページをご覧ください。一体型運営と一言で申しましても、多様なパターンがあることを5ページの表で説明いたしました。大きく分けて、放課後児童クラブ室と放課後子供教室、2つの事業を一体運営するパターンと、放課後児童クラブ的登録児童と放課後子供教室的登録児童を混合で育成し、放課後児童クラブ的登録児童に対しては、入退室管理・延長保育・おやつ等、学童機能のサービスを提供するというパターンがございます。

御承知のとおり放課後子供教室は学務課所管で課税、放課後児童クラブは福祉課所管で非課税の事業でございます。一体事業の中で窓口が複数にわたり、かつ、予算も決算も課税と非課税に分ける必要があり、事務作業がとても煩雑になっております。共通する経費等、分けようもない費用も、お便りの紙代に至るまで按分することを求められています。

提言といたしまして、所管課の窓口を一本化していただくことと、会計処理等の事務作業の負担軽減をお願いしたいと思います。

「第三者・自治体による事業の評価」について、10ページをご覧ください。

現状では、委託元である自治体によるモニタリングと利用者アンケートが制度化されて

いる自治体が大半ですが、モニタリングや利用者アンケートが制度化されていない自治体も一部ございます。

提言といたしまして、モニタリングと利用者アンケートは必要と考えます。自治体による適切なモニタリングと利用者アンケートの両面からの評価・結果を公表することにより、質の担保と透明性確保が可能と考えます。

次に、「株式会社等民間企業の放課後児童クラブ参入を難しくしている要因」について、11 ページをご覧ください。

現状は、募集要項で、株式会社に応募資格を認めない自治体が今もございます。応募を認めていても、選定委員会の委員や保護者の質問内容から、株式会社に対する決めつけや偏見が感じ取られる場合もあり、目に見えない障壁もあるのかなと感じるところでございます。

提言といたしましては、自治体により差のある、募集要項における株式会社排除を禁止していただきたい。また、先ほどのモニタリングのところでも申し上げましたが、法人形態によらず、よい運営をしている法人と問題ある法人をモニタリング結果の公表により、「見える化」していただきたい。よい運営をして、それを「見える化」し、実態を知っていただくことによって、思い込みや決めつけや偏見を覆していけるように、私たちも努めていきたいと考えております。

最後に、「障害児及び特別な配慮を要する児童」について、12 ページをご覧ください。

私たちは、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちに放課後の場が提供され、障害児と健常児と一緒に放課後を遊び過ごせる体験は、障害児にとってだけではなく、一緒に過ごす健常児にとっても大切であると考えています。

安全・安心に過ごすために必要に応じて職員の加配置をしております。加配のための障害児加算は、多くの場合、療育手帳等所持の障害児と認定されている児童、又は、保護者が申請を出した児童の場合に限定して認められることが多く、認定や申請はないが、実態として、1対1対応等を必要とする場合には職員を加配しておりますが、その費用が補てんされない場合もございます。

自治体によっては、現在も個々の児童の必要を見極めて御対応いただけている場合も既にごございますので、実態に合った加配置ができるように、療育手帳の所持等の一律な基準だけではなく、個々の案件について協議して判断する場を設ける必要があることを提言させていただきますと存じます。

以上、駆け足ではございましたが、ソシオーグループ株式会社明日葉より、現状と課題について御報告をさせていただきました。御静聴ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

あとのお二方からは、格別ございませんか。

○平野専務 大丈夫です。

○安念座長 必要に応じて、また、お答えを頂きたいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何か御質問があれば、どうぞ。

ちょっと僕から、まず最も包括的というか、最も素人的な質問をさせていただきます。

まず第1点は、学校に入る前の幼児については、待機児童問題が非常に大きく世間でも報道されていて、それで、大分対策も進んで、いよいよ2万人を切ったとかそういう話になっているわけですが、このまま行くと、今の待機児童問題がそのまま学童にずっとずり上がっていくことになるのは、それはわかり切った話ですけれども、そういう認識が今の社会、とりわけ御社でよく接しておられる学校とか保護者の間にあるかどうか、痛切に感じられるかどうかというのを伺いたいのが第1点です。

もう一つは、プロにとってはこんなことを聞いてもしようがないのですが、「放課後児童クラブと放課後子供教室とは何が違うのですか」と聞く人は多分多いと思うのですが、御社としては、端的にお答えになるとしたら、どういうふうにお答えになるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○西尾部長 まず、待機児童の問題ですけれども、既に定員を超えて受入れをしなければいけないようなところも出ておりますし、また、待機児童が発生している場合に、「ランドセル来館」といいまして、児童館で学童保育的な機能、見守り機能を持ちながらお預かりするというようなことがもう発生しておりますし、先ほど、同じ学校の中で学童が幾つも併設しているという話がありましたけれども、それも待機児童を出さないためにどんどんふやしていっているということでございまして。もう、待機児童が就学前ではなく、就学後も今後出てくるということは、非常に皆さん危機感を持っていらっしゃるのだと思います。

○安念座長 わかりました。

○西尾部長 2点目の2つの事業の違いですけれども、全児童の放課後子供教室は、遊び場の機能で、みんなが安全に、今、大人の目のないところでいろいろな危険がある中で、学校からそのまま遊べるということで、非常に安全な遊び場ということだと思います。

それに対して、児童クラブの方ですね、いわゆる学童保育とか学童クラブは、生活の場、家庭にかわる場でもあり、親御さんにかわって子どもをしっかりと保護していなければいけないところですので、入退室管理・子どもの所在をしっかりと管理すること、また、生活習慣をしっかりと身につけさせること、そういったことが必要となってまいりますし、また、長時間にわたりますので、おやつのこととか、あるいは、もっとおそくなる場合には補食を出している場合もございますので、より生活というところが違ってくるところでございます。

○安念座長 制度としての説明はもちろんそうなると思うのですが、それはそもそも一体として運営することはできるのですかという御質問も多分あるだろうと思うのですが、その点についてはどのようにお答えになりますか。建前の話ではなくて、保護者としての素朴な質問が今のように出た場合に、御社としてはどのようにお答えになっているかを知り

たいのです。

○山下部長 放課後子供教室と学童保育のそもそもの違いですけれども、学童保育の場合は、保育に欠けるお子様に対しての保育を提供する。ただ、そこに一体型にすることによって、保育が定員オーバーしている場合に、一時的に、放課後子供教室でその機能を吸収するという役目も今はあります。ですから、当座は、一体的にやることによって、学童保育の定員が足りない部分をそこで抱えることができるという機能はあると思います。

ただし、放課後子供教室の場合は、入退室の時間管理しませんし、来たいときに来ていいよという制度ですので、その時間管理についてはちょっと厳しいものがありますが、物理的には、一体型にすることによって、両事業のいい点を事業者としては使っていけるというところはあると思います。

○西尾部長 子どもたちの視点からすると、親の就労状況とか親の状況に関わらず、子ども同士が放課後に一緒に遊べるということは、この一体型の非常に強みだなと思っております。

○安念座長 わかりました。

森下先生、どうぞ。

○森下座長代理 5ページにいろいろなパターンが出ていますよね。入られる父兄の方は、どのパターンを一番希望されることが多いのですか。

それが1点と、それから、先ほど安念先生が言われた待機児童として、現時点でどれぐらい希望のところに入れない方がいらっしゃるか。要するに、本当はここに入りたいけれども、しょうがないからこっちに入っているという方もいらっしゃると思うのですね。特に、放課後の延長保育があるかないかは結構大きいと思うのですが、その辺も含めて、実感としてはどんな感じなのですか。

○山下部長 保護者の方がどこが一番望んでいるかというところですけども、同じ学校の中で、放課後子供教室と学童保育の一体となっている施設が一番望まれていると思います。というのは、お子様は、自分が学童保育と子供教室とあんまり認識がないので、ですから、一緒に遊べる時間帯があって、たくさん友達と一緒に過ごせる時間があるというところを望んでおられます。それは保護者の方もそういう理解がありますので、やはり一体型が望まれていると思います。

それから、待機につきましては、審査のいろいろな項目で、数字で順位をつけていきますので、最も必要である御家庭から順に利用できるようになっておりますので、下位の方になってくると待機に回ってしまう。その方たちに関しては、希望どおりの学童保育の場が提供できないのですが、そこは、放課後子供教室の方で5時ぐらいまでは受け入れられるというところでの代替機能となるかなと考えております。

○森下座長代理 これは結局のところ、潜在的な待機がいっぱい生まれていますよね。

○安念座長 点数化すれば、満点の家庭がたくさんあって、そこで大体定員は埋まってしまっているのではありませんか、現状は。

○山下部長　そうです。

○安念座長　多くの場合は、1点2点のマイナスがあっても、やはり待機になってしまうでしょう。

○山下部長　はい。あるところで切りますので、その点数より下の方は。

○安念座長　ほぼ全ての条件を満たして、これ以上の点数はないという御家庭で大体いっぱいになってしまうのが普通ですよ、不足しているところはね。

○山下部長　そうですね。

○安念座長　どっちも保育なのだから、学齢前と学齢後でそんなに事情が変わるはずがないですよ。だから、そこのにじみ出したニーズを、放課後子供教室で面倒を見てしまっているという事実があるという、そういうことですよ。

○山下部長　はい。

○安念座長　池本先生、どうぞ。

○池本専門委員　一体型については、長らく、全国の団体は、今もですけれども、反対ということを主張されている中で、きょうは、実際の現場の保護者の方たちはそれを望まれているというのはびっくりというか、やはりそうなのかなと思ったところです。私も親の立場として、分けられることは非常に問題で、そこは改めて認識したところです。

あと、きょうのお話で、これまで余り見てこなかった支援員の方の育休とか短時間勤務のことについては、そこまで全く議論がまだいってなかったということもあるのですけれども、これは重要な論点だなと感じました。

あと、評価についても、私も厚労省の方で言っても、評価のことについては、とりあえず自己評価が努力義務化になったことはすごく進歩だというレベルの議論で、ただ、保護者としては、実際にどの法人がいいことをやっているのかという情報を本当にオープンにしていきたいと思っていたので、事業者の側からもそういったニーズがあることを伺って、心強く思ったところです。

あと、大きく2つ質問があります。

1つは、公設のところと一緒にやられているところがあるということで、先ほど、株式会社の参入についていろいろ受け入れてもらえないというのはあるのですけれども、実は、公立だけで、NPOも入れないという自治体も、非営利であっても入れないというようなところもあったりしまして、公設のところについて、先ほど、延長保育は全部自分のところが受けていますというお話もありましたけれども、公立のクラブについてはどのようにお感じかということをお伺いしたい。

あと、もう一つは子どものアレルギーのことですけれども、食事の面で、先ほど障害のある子どもへの対応がいろいろ大変だということだったので、アレルギーの子どもへの対応について、何か御苦勞とか要望とかあればお伺いしたい。

あと、おやつも、先ほど、5時以降に出すところが多いというのがあったのですけれども、おやつについては、御社ではどのようにするのがベストだとお考えで、また、自治体

の方にどういう要望があって、そこをどう変えていきたいかという辺りもお伺いしたいと思います。

○山下部長 公設と一緒にやっている中で、どういうふうに感じているかというところですけれども、公設の職員の方々は、昔ながらのやり方でやっている場合が多ございまして。いわゆる保育という視点よりも、むしろ、見守りとかというところが多くて、子どもたちと積極的に関わっていくという姿勢については、これはちょっと語弊があるかもしれませんが、あんまり薄いというところ、事故が起きないように見守っているというところが多いです。

同じ学校の中で、公設民営と公設公営がありますと、公設民営、民間がやっている方が子どもたちも生き生きと楽しくやっておりますし、公設公営の方の子どもたちが「あっちに行きたいな」というそんな気持ちを、また、保護者に伝えて、保護者から「うちの子はあっちに行きたいのですよ」というような声も聞かれたりとか、そういう形はあります。そういう意味では、語弊があるかもしれませんが、旧態依然の見守りという形での運営が多いと感じております。

アレルギーに関しましては、御指摘のとおりですね。今、アレルギーを持っているお子様は非常にふえておりますので、おやつメニューを考える際は大変苦労いたします。仕入れる商品全てアレルゲンがないかどうか確認すると同時に、（アレルギーを）持って子どもたちとの組合せをやっておりますので、おやつといえども、給食に近い形で、アレルギーに関する除去・代替は考えております。

5時に提供する場合というのが、いわゆる放課後子供教室と学童保育を別室ではなく、一体型でやっているところは、子供教室の方たちをお帰ししてからおやつを提供しなければいけないので5時になってしまうのですが、一体型でも専用室がある場合は3時に提供しています。部屋があるかないかで、おやつ提供時間は大きく変わってきますので、一体型といえども、専用室があった方がお子様にとってはいい環境だなということは、我々は実感しております。

○安念座長 議長、どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

幾つかお伺いしたいのですが、専用スペースなどについて、公設民営の場合に、学校に働きかけるのは明日葉さんなのか、それとも自治体が学校と交渉をするのか。これが1点です。

次に、一体型に関して、政府も31年度末までに1万か所という目標を立てていますが、進んでいません。先ほど、事務手続が2つにまたがって煩雑だというお話でしたが、それ以外に、何か広がらないネックがあればお聞かせいただきたい。これが2点目です。

それから、株式会社の参入について、自治体がネガティブであったり、最初から参入を排除したりというお話がありましたが、それ以外に、社福の場合と株式会社、あるいはNPO法人とで補助の仕方が違うとか、何か違いがあれば教えていただきたい。これが3点目で

す。

最後に、公設民営の場合は、補助金と利用者の自己負担の中で経営するわけですね。そうすると、地域によって、入ってくる収入が異なり、経営状況が異なってくるのか、また、延長でやる場合やおやつを出す場合の費用は、自治体との交渉で違ってくるものなのかどうなのか、そこら辺を教えてください。

○安念座長 いかがですか。まずは、誰が交渉するのか。

○西尾部長 1番目の活動場所は、そもそも「ここでやってください」というようなもとの仕様のなところは自治体さんがやってくれます。日々の「きょう、どこを使う」というのは、直接毎日学校様とやりとりをさせていただくことになります。

○大田議長 専用スペースが欲しいとか、せめて、事務スペースだけでも欲しいという交渉は、直接はできないわけですね。

○西尾部長 そうですね。学校様と私たちが直接契約をしているのではなく、あくまでも、私たちは自治体の所管課との契約になりますので、自治体の所管課様を経由してやっていただくという形になります。

○大田議長 そうすると、自治体によって一生懸命学校とやってくれるところとそうでないところとあるものですか。

○平野専務 温度差はあります。

それから、今年の夏などはすごく暑かったじゃないですか。校庭遊びができないので、学校長だったり副校長が「きょうはここを特別使っていいよ」とか、その日の状況で開放していただけるときもありますので、学校長の意識でも違うのかなと思います。

○安念座長 途中で口出しして申し訳ないけれども、自治体の意識と言っても、学校は自治体の持ち物でしょう。少なくとも設置主体は市区町村ではないですか。ならば、学校と自治体が交渉するというのは、何となくはた目には奇妙な感じがするのですけれども、自治体として、学校にこうしてくれと強くは言えないような実情があるのですか。

○西尾部長 私が感じているところでは、できる限り、皆さん、場所を見つけよう、確保しようとはして下さっていると思っております。少なくとも私どもが受託させていただいているところは、本当にそうしていただいていると思うのですが、先ほども申し上げましたように、ニーズの高い学校は、子どももふえていて、教室も足りないのですね。でも、本当に学校の校庭の中に新たにプレハブを建てて、そこを使ってくださいとか、いろいろなことをやっていただいておりますけれども、それでも、どうしても確保できないところだと思っております。

ですので、事務スペースをせめてというのは、一部屋ずっと使えなくてもいいので、午前中、この部屋のこの片隅で事務をしていいよという居場所だけでも確保していただくと有り難いという、そのようなことでございます。

○安念座長 株式会社参入の障壁については。

○西尾部長 株式会社として障壁で、補助金とかは、そこは変わりはないです。そこは全

く一緒です。

○大田議長 自治体が株式会社の参入を排除したり、否定的であるということですね。

○西尾部長 ということがあると、もう入っていけないことがありますけれども、一旦受け入れているところでの補助金については、全く一緒でございます。

一体型が広がらないネックになるものというのは何でしょう。

○平野専務 経済的な部分ではないですかね。いろいろな仕様書を見させていただいて、この配置だったらこの金額ではできないなと我々も判断しますので、やりやすいところだったり、経済的な部分で判断して参入していきますので、そこはあるのではないですかね。

○大田議長 児童クラブの方は厚労省の管轄で補助金があると。子供教室の方は文科省の管轄で、補助金はほとんどない。それが一体になったからといって、決して全体の補助金がふえるわけではないということですよ。だから厳しくなるということですね。

わかりました。

もう一つ、経営的に補助金と自己負担でやっておられて、地域によって違うかというのは。

○西尾部長 公設民営の場合、自治体様から頂く補助金とか指定管理料で全て賄うという場合と、自己負担される保育料が事業者収入になる場合と、それは自治体の収入になる場合とございます。その辺は、地域によって全く運用が違っておりました、延長保育についても同様でございます。

おやつも多様でございまして、おやつ代をお預かりして、それを使っておやつを買うという場合と、保育料の方に一体的に含まれていますという場合と、あと、おやつを保護者が用意したものをお預かりをして出してくださいという場合と、本当にそれは様々でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

○山下部長 ここ1年2年で急激に変わり始めているのが、基本の保育料。これは、今まで私どもが指定管理料あるいは業務委託費で自治体から頂いていたものですが、延長保育については自主事業ということで、我々が直接保護者から集めますが、基本の保育料は自治体が保護者から集めて、それが指定管理料とか業務委託費で我々に払われていたのですが、その基本保育料も事業者の方で集金をしてくださいという形に今変わりつつあります。ですから、今まで我々は保護者の方たちから、保育料を集金するという業務がなかったのですが、それが今度新しく生まれ始めているというところでございます。

○大田議長 基本保育料が直接入ると、施設管理料の方は減るわけですね。

○山下部長 おっしゃるとおりです。業務委託費と指定管理料は減ります。

○大田議長 全体としてふえるわけではないですね。

○山下部長 全体としてふえるわけではないです。どこからいただけるかが変わってくるということです。ただ、そこにはプラスで集金業務というのが発生してきますので、その新たなお仕事はふえているということです。

○安念座長 池本先生、どうぞ。

○池本専門委員 細かな質問で恐縮ですけれども、自治体とか場所によって、夏休みのお昼御飯を持って来させるか、提供するかというのも、今、結構動きがあるようですけれども、やっていらっしゃるところでは、今どんな状況なのかを伺います。

○山下部長 保護者の方々は、長期休業、夏休み・冬休み等のときに、基本は、お家からお弁当を持ってきていただくのが基本ですが、都市部は、仕出し弁当をとってもらえないかという御要望が非常に強くて、これに対しては我々は極力それにお応えをしています。ただ、それは父母会あるいは自治体とお話ししながら決めていくのですが、そういう流れは間違いなく広がっています。ですから、我々はその地域で配達してくれる仕出し弁当屋さんとの交渉等も多くなってきていますね。そこにはアレルギーの問題がありますので、アレルギーの代替食も用意してくれるお弁当屋さんを探さなければいけないということも出てまいります。

○安念座長 ほかにいかがですか。

とりわけ学校長さんの個性によって、実際の仕事のしやすさというのは相当左右されますか。

○平野専務 されます。

○山下部長 これは間違いなく。ただ、放課後の事業に対する御理解が、学校長には非常に深まってきているなというのは感じます。

○安念座長 それはよかったです。

教育者ですから、根っからそういうことが嫌だというお考えなのではなくて、私の考えでは、責任がどこまで及ぶかが、管理職としては非常に重要になってくるのではないかなと思うのですが、これは私が想像しているだけですが、それについてはどうお考えになりますか。

○山下部長 責任問題、どこからこちらで、どこまでが学校側かというのは、そこは、事業を始めるときに、学校とよくお話し合いをした上で、線引きをして、始めますので、そこは御指摘のとおりでございます。

そこにつきましても、近年は、学校長が大変協力的あるいは我々がお預かりした後も、「何かあれば、言ってきてね」という形で受け入れてくださる校長先生が多くなってきましたので、我々事業者としては、大変いい環境に学校側として変わってきてくださっているなというのは感じます。

○大田議長 地域の教育委員会は、何か関係しますか。

○山下部長 学童保育の場合ですと、教育委員会は関係ないのですね。児童福祉の方になりますので。ですから、学童保育だけの場合ですと、福祉部門と学校との関係は今まであんまりないので、ちょっとそこが関係性ができてないところがあるのですが、放課後子供教室は教育委員会の方ですので、こちらはもとの関係がありますから、ここは非常にスムーズにっております。一体型になっていくと、そういう意味では学童保育の方の理

解もこれからますます進んでいくのではないかなと感じております。

○安念座長 放課後児童クラブを学校内で開設するとなると、その施設の利用を認める・認めない、あるいは、どういう条件で認めるというのは、これは最終的には教育委員会マターになっていきますよね。その意味では、今までも教育委員会と、間接ではあれ接触はおありだったのではないのでしょうか。

○山下部長 はい。

○安念座長 それはそうですよね。わかりました。ありがとうございます。

場所の提供ということですが、もちろん子どもさんにとっては、学校そのもの、あるいは、学校にできるだけ近いところが便利に決まっているわけですが、おっしゃるように、なかなかそういうのも厳しいところがあるとした場合、これは、御社の方からどういふところを利用したいというように働きかける性質のものでは基本的にはないわけですか。自治体の方で全てが決まっています、ここでやってくれと、こういうことだと理解していいですか。

○山下部長 はい。

○安念座長 何か希望が言えるなら、こういうところがいいのだなとお思いになるようなことはありませんか。

○西尾部長 学校の中に確保できないのであれば、児童館が次善の策としてはよいと思います。

○安念座長 その点はどうですか。そういう御要望をお伝えになって、「それは実は難しいのだ」とか言われるようなことはありますか。

○西尾部長 言ったことはないですけれども、実際、私どもが児童館の中の学童も運営をする中で、学校が使えないのであれば、児童館は子どもたちにとって遊ぶスペースもしっかりありますし、お庭、館庭があったりとかもいたしますので、学校以外であれば児童館がよいのではないかなと思います。

○安念座長 それも駄目となると、どこになるのですか。実例としてはありますか。学校は駄目、児童館もふさがっている。

○西尾部長 以前にやっていたところでは、学校の校区の中にその小学校区の地区の学童クラブを、別に、保育園のようにお庭もあって、建物があってというのがございました。それは、お庭も本当に広がったのでよかったなと思っております。それとは反対に、ある区から頼まれて、待機児童が非常に多いので、民設民営で、ビルの中で学童保育所をつくってほしいというお話があって、運営をしておりますけれども、自分たちが運営をしようとするのも何ですが、子どもたちにとっては、学校の中とか児童館の中でしたら、子どもたちのスペースですので、お外で遊んだりとか、広いホールで遊んだりとかができる中、設備的なところではビルの中という限られた施設ですので、子どもにとっては余り望ましい場所ではないのだろうなとは思っております。

○安念座長 どうぞ、池本先生。

○池本専門委員 私もどうしたらいいのかなといろいろ考える中で、海外にあるのは、保育ママの学童版みたいに、1人の人が数人の小学生を見るというような形とか、幾つか拠点を立てて、そこに事業者のネットワークのような形で責任者を置いてやるというようなことができないのかなということも思っているのですが、資格のある人は非常に重要なので、もちろん管理者は置くのですけれども、全員に資格とは必ずしも必要ないのではないかと思ったりとか、あと、子どもの状況によって、子どもたちだけ集まって平和に遊べる子どもたちと大変な子どもたちがいるわけなので、そこをうまくバランスとって、有資格者と補助員みたいな形でやる方法もあるのかなとも思っているのですが、小規模化して地域に入れていくというような可能性については、運営の側から見てどう考えるかということと。

あと、もう一つは、ちょっと周りを見たときに、先ほど、学校内にクラブがあるということですが、その場合に校庭はどのように使われているかということで、昔は、夕方まで校庭は開放されていて、みんなが遊んでいるから、別に学童（保育）も要らなかったような感じなのですけれども、今は、授業が終わったらすぐ出なければいけなくて、校庭の広いところが何も使われてないみたいなどころも結構見かけたりしまして、それは、実態としては、校庭はどんな形で今は運営されているところは使われているのか、また、もし使えたらいいのではないかか思われてないかなということと。

○安念座長 小規模学童保育の可能性はありますか。

○西尾部長 小規模学童保育のイメージとしては、保育ママのイメージだと思うのですが、違ふのは、保育ママが扱う0・1・2歳ぐらいのお子さんと、小学生はダイナミックに遊ぶ、また、集団をつくるという時期ですので、集団をつくれな、本当に限られた、毎日この5人ならこの5人という特定の子どもたちだけの閉じられた関係性になるというのは、余りよくないのではないかなと私は個人的には思います。

また、例えば5人なら5人の子どもを1人で見るとはいかないので、2人以上で見ると思うのですけれども、それで、例えばきょうは公園に行きましょうと。公園に全員が行かない限り、2人では見られないわけですね。1拠点に1人ずつではいけません、複数いなければいけませんので、そういうことを考えると、かえって、広がりとしては難しいのかなとは思っています。

2点目の校庭活用ですけれども、校庭は、高学年が授業で使っている時間帯は駄目ですけれども、それ以降は比較的使わせていただけているところと。場所によっては、「校庭開放」という地域に対する開放を同じ時間にやっている場合などもございまして、校庭開放の人たちと放課後の子どもたちとをすみ分けをしながら、連携しながら運営をしていくというようなことを今はやっております。

○大田議長 最後に1つ、児童支援員について、児童支援員の仕事だけで生活できるのか。それとも、他に何か仕事をしながら副業として。

○安念座長 兼業をして。

○大田議長 そうそう。兼業をしないとやっていけないのか。

○西尾部長 今まで、他社また他法人では非正規で、それでは食べていけない立場であった人たちが、うちでは一生涯の仕事として、それで生計を立てていくという前提で、正規職員として採用を進めております。この仕事は本当に専門性が高く、また、長期的に子どもたちの成長に関わっていくということですので、年度更新とかそういった性質のお仕事ではないと私は考えております。

○大田議長 明日葉さんは正規でやっていらっしゃいますが、日本全国の児童支援員の一般像としては、それだけでは食べていけないということですか。

○西尾部長 一般像としてはそうだと思います。

○平野専務 自治体によっては、6時間の契約で、例えば1,500円で雇ったとするじゃないですか。そうすると、6時間×1,500円で9,000円ですね。それが20日で180,000円。それで生計立ちますかというのが現状ではないですかね。

ですので、我々は正規職員として雇って、その前後の時間を上手に使うことで違うことにやったりとか、ヘルプに行ってもらったりとか、研修に行ってもらったりとかというふうにして活用しているというところですね。

○西尾部長 全国的には、本当に社会的地位が低くなっていると思います。今年の7月23日の『東京新聞』にあった記事ですけれども、学童指導員の半数が年収150万円未満という記事が大きくありました。

実態として、私どもがやっていない自治体さんのいろいろな仕様書等を見ますと、本当に子どもが来ている時間帯だけを1,000円ぐらいの時給で計算したのだからというようなものも見受けられますので、それでは、本当にこの仕事を責任持って子どもの命を預かるような、また、子どもの将来を支えていくようなお仕事ですので、そういった低い社会的地位にとどめてはいけないと私は思います。

○安念座長 池本先生、どうぞ。

○池本専門委員 最後に1つだけ。先ほど、企業の中で研修されているというお話でしたけれども、それは、今、現状としては、研修の場がないとか、あるいは、研修の場があっても、それが今の現場の改善には余り役立ってないとか、何かそういった問題意識からお始めになったのでしょうか。

○西尾部長 私どもは、この事業だけではなく、社内大学で様々な研修は非常に充実をさせているところがございます。社内の大学だけではなく、もちろん自治体さんが提供してくださるいろいろな研修とか、また、様々な外部研修ですね、そういったところにも積極的に参加をさせていくということはやっております。

○安念座長 もう一つ伺いますが、一体型をつくるとなると、放課後児童クラブとしての機能はとにかく持っていなければいけないわけですね。

○西尾部長 そうですね。

○安念座長 それを、この先、万単位でつくるようになりますと、今教えていただいたように、

学校も満杯のところが多い、空いている児童館があればいいけれども、そうでない場合ももちろんあるだろうし、そうとなると、この先、開設場所をどう見つけていくかというのはかなり大きな仕事になっていくだろうと思います。御社にも、そもそも場所から探してくれというような御要望もひょっとすると将来的にはありはせぬかと思うのですけれども、もし、そういうふうに言われた場合、例えばどういうところに目星をつけるというのか、開設場所の候補地としてどんなものがあるとお考えになりますか。

○西尾部長 単独の学童クラブを学校の外に場所を見つけるということはまだ可能性があると思いますが、学童クラブと一体型で、全児童、これは何百人単位だったりするのですね。

○安念座長 そうそう。放課後子供教室のとにかくみんな受け入れなければならないのだから、両方の機能を備えるとなると、おやつを全員に出さなきゃいけないのかな。

○西尾部長 そんな人数を受け入れられる器がそんなたくさんいろいろなものが見つかるとは思えないですし、それは私たちが見つけるのはまず無理ですね。毎日、そこをずっと確保するというのは難しいと思います。

ですので、児童館、無理であれば公民館とか、そういった公的な場所にスペースを確保していただくということでない、場所を見つけるのは学童保育のみであればできると思いますけれども、全児童が関わってきては無理だと思います。

○安念座長 定員があるから、まあ何とかかんとかやっつけていけるというのが恐らく実情ですよね。

○西尾部長 学童保育は人数が限られていますので、はい。

○安念座長 わかりました。

○山下部長 一体で保育的な機能も持った放課後子供教室がやはり現実的なところではないでしょうか。

○安念座長 だけど、全員受け入れなければならないのですよ。そうなる、少なくとも希望者は。

○山下部長 はい。

○安念座長 今、西尾さんがおっしゃったのは、希望者全員を受け入れて、かつ、保育的機能を持たせろと言え、人間の手当ても大変だけど、場所の手当てもなかなか難しいという話ですよね。それはそうだよ。別に名案があるわけではないけれどもね。

○西尾部長 場所がないことにはできないです。

○安念座長 わかりました。案があるという意味でわかりましたではなくて、問題だということがわかったという、それだけのことです。

ほかに何かありませんか。

よろしいですか。

お世辞でも何でもなく、本当によいことを教えていただきました。今後とも、末永く御指導を賜りたいと存じます。本当に、きょうはありがとうございました。

○平野専務・西尾部長・山下部長 ありがとうございました。

(株式会社明日葉 (議題2説明者) 退室)

○安念座長 ありがとうございました。